

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会会員規程

平成 31 年 3 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第 33 条第 3 項の規定に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第 2 条 法人の会員は、次の各号の区分とし、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通会员 市内に居住する者
- (2) 賛助会員 法人の目的に賛同する個人又は法人若しくは団体に入会申し込みのあったもの

(会員資格の喪失)

第 3 条 法人の会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 普通会员が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (2) 賛助会員から脱会の申し出があったとき。
- (3) 賛助会員である法人又は団体が解散又は廃止したとき。

(会費)

第 4 条 法人の会員は、次の各号の区分により、当該各号に定める年会費を納入するものとする。

- (1) 普通会员 一世帯 700 円
- (2) 賛助会員 一口 1,000 円

(会員台帳)

第 5 条 会長は、法人の会員に関する台帳を作成し、事務局に備えなければならない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て会長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 長井市社会福祉協議会会費細則（昭和 54 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。